

特定工場新設（変更）届出提出書類一覧表（一般用）

	チェック	新設	変更
1. 特定工場新設（変更）届出書〔様式 1〕	<input type="checkbox"/>	○	○
2. 特定工場における生産施設の面積〔別紙 1〕	<input type="checkbox"/>	○	△
3. 生産施設の求積表〔別紙 1-1〕	<input type="checkbox"/>	○	△
4. 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置〔別紙 2〕	<input type="checkbox"/>	○	△
5. 緑地の求積表〔別紙 2-1〕	<input type="checkbox"/>	○	△
6. 緑地以外の環境施設の求積表〔別紙 2-2〕	<input type="checkbox"/>	△	△
7. 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置〔別紙 3〕	<input type="checkbox"/>	△	△
8. 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用〔別紙 4〕	<input type="checkbox"/>	△	△
9. 事業概要説明書〔様式例第 1〕	<input type="checkbox"/>	○	△
10. 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図〔様式例第 2〕	<input type="checkbox"/>	△	△
11. 特定工場用地利用状況説明書〔様式例第 3〕	<input type="checkbox"/>	○	△
12. 緑化計画書	<input type="checkbox"/>	○	△
13. 特定工場の新設等のための工事の日程	<input type="checkbox"/>	○	△
14. 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）〔様式 B〕	<input type="checkbox"/>	△	△
15. 氏名（名称、住所）変更届出書〔様式第 3〕	<input type="checkbox"/>	×	△
16. 特定工場承継届出書〔様式第 4〕	<input type="checkbox"/>	×	△

- ※ ①提出書類はチェック欄に印をつけること  
 ②新設の届出の場合、○印は必ず提出、△印は必要に応じて提出、×印は提出の必要なし。  
 ③変更の届出の場合、○印は必ず提出、△印は変更のあった書類について、全て提出する。  
 ④書類 7 は、工業団地に特定工場を新設する場合に提出する。  
 ⑤書類 8 は、工業集合地に当該特定工場の新設等が行われる場合であって、法第 4 条第 1 項及び第 2 号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合に限り、提出する。  
 ⑥書類 15 は法第 12 条による氏名変更の届出をする場合に提出する。  
 ⑦書類 16 は法第 13 条による承継の届出をする場合に提出する。

殿

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 } 印

(担当者) 電話 ( ) ( ) 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積		m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積		m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※ 整理番号		※ 備考	
※ 受理年月日			
※ 審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は、8欄を除く。）に記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は、8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から7欄までのうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
生産施設の面積の合計				

- 備考 1. 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
2. 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
3. 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
4. 増減面積欄には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
5. 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

生産施設の求積表

施設番号	変更前	変更後

## 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

## 1. 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
緑地の種類及びその設置場所				
緑地面積の合計		㎡	㎡	㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
緑地以外の環境施設の面積の合計		㎡	㎡	㎡
環境施設の面積の合計		㎡	㎡	㎡

## 2. 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号		
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計		㎡
配置について勘案した 周辺の地域の土地利用 の状況等との関係		

備考 1. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地及びその設置場所を記載すること。

2. その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地にあつては「リー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

緑地の求積表

施設番号	変更前	変更後

緑地以外の環境施設の求積表

施設番号	変 更 前	変 更 後

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称					
工業団地の所在地					
工業団地の面積					
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計					
工業団地共通施設の面積の合計					
内 訳	うち 緑地	面積	m <sup>2</sup>		
	緑地以外の環境施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
	その他の共通施設	面積	m <sup>2</sup>	種類	
その他の施設		面積	m <sup>2</sup>	種類	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明					

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

## 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計	㎡			
うち緑地面積	面積	㎡		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	㎡		
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

整理番号	
------	--

事業概要説明書

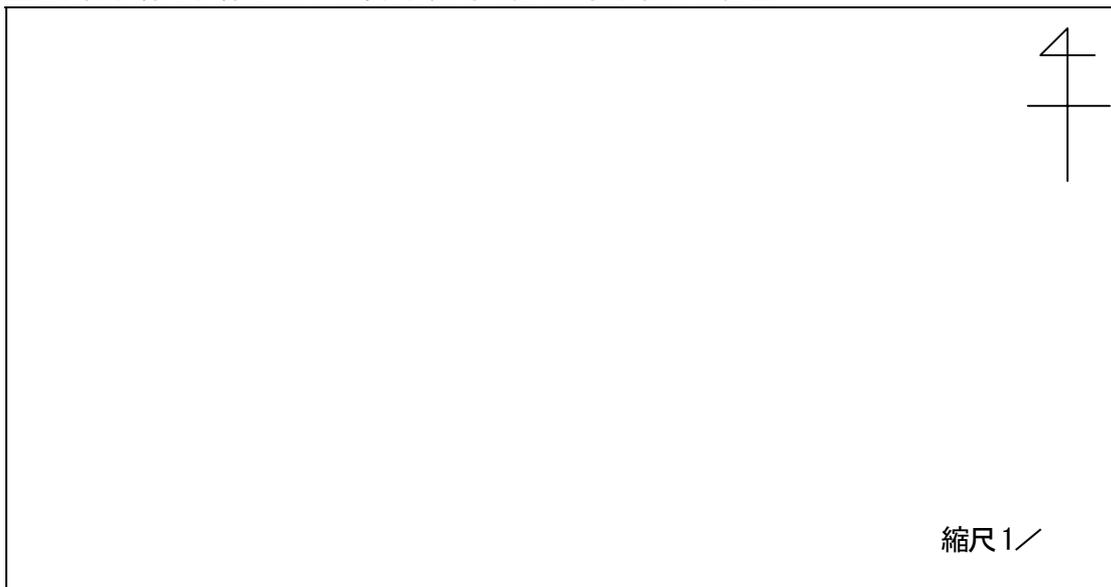
1	生産開始の日							年	月	日	
2	主要製品別生産能力及び生産数量										
		製 品 名	生 産 能 力	生 産 数 量							
3	水源別工業用水使用量							計			(単位：トン/日)
		上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水			
4	電力の使用料							計			(単位：KWH/日)
		買電による電力使用量				自家発電による電力使用量					
5	輸送手段別輸送量							計			(単位：トン/月)
				自動車	鉄道	船舶	その他	計			
	燃料、原材料及び外注部品										
6	従業員数							計			(単位：人)
	職員	男		工員	男		計	男			
		女			女			女			

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、  
m<sup>3</sup>/月等) 輸送量は、トン換算した値で1カ月当り平均輸送量を記載して下さい。

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格A4を用いて下さい。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

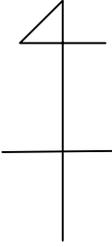


- 備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑 地 以 外 の 環 境 施 設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m <sup>2</sup>		うち自己所有地	m <sup>2</sup>
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んで下さい。)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域	
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域	
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし	
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地の説明	
	縮尺 1/			

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

## 緑化計画書

施設番号	施行規則 第3条	面積 (㎡)		地被植物 (㎡)			高木 (本)			低木 (㎡)			備考	
		変更前	変更後	名称	変更前	変更後	樹名	変更前	変更後	樹名	変更前	変更後		
合計														

- 備考1. 変更の場合は備考欄に新旧の別を区分すること。  
 2. 施行規則第3条の欄は、条項の該当号を記載すること。(例 1ーイ、1ーロ、2)

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 年月		工 事 の 日 程									
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成(埋立)工事											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
特別配置施設の配置工事											
施設の名称	施設番号										
その他の主要施設の設置工事											

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を →印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。  
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。  
 また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にも当該施設の種類の欄に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

殿

届出者〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕 印

(担当者) 電話 ( ) ( ) 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）		
3	特定工場の敷地面積	m <sup>2</sup>	
4	特定工場の建築面積	m <sup>2</sup>	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための 工事の開始の予定日	造成工事等	
		施設の設置工事	
※	整理番号	※ 備 考	
※	受理年月日		
※	審結 査果		

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしめない場合は、8欄を除く。）に記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしめない場合は、8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

氏名（名称、住所）変更届出書

年 月 日

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印  
 (担当者) 電話 ( ) ( ) 番

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前			
	変更後			
変更年月日		変更の理由		
※整理番号		※受理年月日		
※備考				

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

特定工場承継届出書

年 月 日

殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印  
 (担当者) 電話 ( ) ( ) 番

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承 継者	氏名又は名称			
	住 所			
特定工場の設置の場所		承継の年月日		
		承継の原因		
※ 整 理 番 号		※受理年月日		
※ 備 考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。